

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 8 条
処 分 の 概 要：警備業の認定の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 4 条（認定）、第 7 条（認定の有効期間の更新）
処 分 基 準： 警備業法第 8 条各号に掲げるいずれかに該当し、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、警備業の認定の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により、法第 3 条第 10 号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：